

官報号外 平成元年一月九日

○第一百十四回国会衆議院会議録 第二号

平成元年一月九日(月曜日)

議事日程 第二号

平成元年一月九日

午後一時開議

○本日の会議に付した案件
日程第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件
宮内庁法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件

○議長(原健三郎君) 諸君、御報告いたすことがあります。

大行天皇におかれましては、一昨七日にわ

かに崩御あらせられました。まことに哀悼悲痛の至りにたえません。議長及び副議長は、同日皇后に参入し、弔問を申し上げました。

日程第一 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件

○議長(原健三郎君) つきましては、本院は、全国民の至情を代表して哀悼の誠意をささげるため、弔詞を奉呈いたしたいと存ります。

弔詞は、起草委員会を設けてこれを起草することとし、その委員は二十四人とし、議長において指名いたしたいと思います。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(原健三郎君) 起立総員。よって、全会一致をもってそのように決しました。

平成元年一月九日 衆議院会議録第一号 大行天皇崩御につき弔詞奉呈の件 宮内庁法の一部を改正する法律案

ただいま議決されました起草委員会の委員は追つて指名いたします。

○自見庄三郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、宮内庁法の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(原健三郎君) 自見庄三郎君の動議に御異議はありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 宮内庁法の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長玉生孝久君。

〔玉生孝久君登壇〕

○玉生孝久君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時十三分休憩

○議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

午後一時三十二分開議

○議長(原健三郎君) 弔詞起草委員長の報告を求めます。山口敏夫君。

○玉生孝久君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、

第一に、大行天皇崩御に伴い、宮内庁の内部部局として、皇太后に關する事務をつかさどる皇太

后宮職を設置し、皇太后宮大夫を置き、これを特別職としようとするものでござります。

第二には、大行天皇の御葬儀関係事務等を整理するため、侍従次長を当分の間一人増員し、二人にしようとするものであります。

本案は、本日本委員会に付託され、小渕内閣官房長官から提案理由の説明を聴取し、直ちに採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第でござります。

以上、御報告を申し上げます。

○議長(原健三郎君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議はございませんか。

○議長(原健三郎君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(原健三郎君) 御異議なしと認めます。

○議長(原健三郎君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 本件は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(原健三郎君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長玉生孝久君。

〔玉生孝久君登壇〕

○玉生孝久君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

○議長(原健三郎君) この際、暫時休憩いたします。

午後一時十三分休憩

○議長(原健三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長(原健三郎君) 弔詞起草委員長の報告を求めます。山口敏夫君。

○玉生孝久君 ただいま議題となりました宮内庁法の一部を改正する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本件は、

第一に、大行天皇崩御に伴い、宮内庁の内部部局として、皇太后に關する事務をつかさどる皇太

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔山口敏夫君登壇〕

○山口敏夫君 大行天皇におかせられましては、去る七日にわたくし崩御あらせられました。まことに痛恨のきわみであります。國民一同、言葉に尽くしがたい悲しみに包まれております。

ここに、本院は、敬弔の誠意をささげるため、弔詞を奉呈することに決定いたしました。

謹んで弔詞起草委員会の経過並びに結果を御報告申上げます。

先刻議長から指名されました起草委員二十四名は、直ちに会議を開き、委員長の互選に引き続き、弔詞案文の協議に入り、次の成案を得た次第であります。

その案文を朗読いたします。

弔詞案

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました

大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときにも、言い尽くせぬご心労とご劳苦をいたされました。

戦後は、わが国の象徴として、常に國民の幸福と世界の平和におもいをいたされ、國事に関する行為にご精励あそばされました。

内には、種々の式典や行事を通じて、親しく國民を励まされ、外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが國の繁栄と向上に大きなご恩徳を及ぼされました。

また、生物学の研究により、学術の分野においても、偉大な貢献をなされました。

國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

いま、崩御の悲報に接し、まことに哀悼悲痛の至りにたえません。

衆議院は、ここに全國民の至情を代表し、謹んで弔意を表し奉ります。

福と世界の平和に思いをいたしてござりました。我々は、今後一層國政に励み、その御恩徳にこたえてまいらなければなりません。

本弔詞案文に議員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○議長(原健三郎君) ただいま委員長から報告されました弔詞案文のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(原健三郎君) 起立総員。よって、弔詞案文は全会一致をもって可決いたしました。

弔詞を朗読いたします。

〔賛成者起立〕

大行天皇には、にわかに、崩御あらせられました

大行天皇におかせられては、ご在位六十二年の永きにわたらせられ、その間、まことに多端なときにも、言い尽くせぬご心労とご劳苦をいたされました。

戦後は、わが国の象徴として、常に國民の幸福と世界の平和におもいをいたされました。

内には、種々の式典や行事を通じて、親しく國民を励まされ、外には、諸外国との親善を深められ、今日に至るわが國の繁栄と向上に大きなご恩徳を及ぼされました。

また、生物学の研究により、学術の分野においても、偉大な貢献をなされました。

國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

な貢献をなされました。國民ひとしく、敬慕申し上げてやまぬところであります。

衆議院は、ここに全國民の至情を代表し、謹んで弔意を表し奉ります。

ただいま議決されました弔詞の奉呈方は議長にござります。

おいて取り計らいます。

（議員長互選）

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時三十九分散会

○議長(原健三郎君) 本日は、これにて散会いたします。

出席國務大臣 国務大臣 小渕 恵三君

（議案付託）

○朗読を省略した議長の報告

（委員選任）

一、今九日、議長において、次のとおり委員を指名した。

大行天皇崩御につき弔詞起草委員

井上 喜一君 石川 要三君

石渡 照久君 結山英太郎君

江口 一雄君 金子原一郎君

鶴池 祥雲君 自見庄三郎君

塙原 俊平君 中山 成彬君

田口 健二君 井上 和久君
鳥居 一雄君 森本 晃司君
木下敬之助君 中野 寛成君
石橋 大吉君 清水 勇君
勇君

右
官内庁法の一部を改正する法律案

国会に提出する。

一、今九日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、今九日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、今九日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、今九日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、今九日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

一、今九日、參議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

官内庁法の一部を改正する法律案

（議案付託）

次のように改正する。

第三条中「侍従職」の下に「皇太后宮職」を加える。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十二条とし、第九条を第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

第十一條 皇太后宮職に、皇太后宮大夫を置く。

2 皇太后宮大夫は、命を受け、皇太后宮職の事務を掌理する。

第八条を第九条とし、第五条から第七条までを一条ずつ繰り下げ、第四条の次に次の二条を加える。

第五条 皇太后宮職においては、皇太后に関する事務をつかさどる。

附則を附則第一項とし、附則に次の二項を加える。

2 当分の間、第十条第一項の規定にかかわらず、侍従職に、侍従次長二人を置く。

(施行期日)
附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国家公務員法の一部改正)

2 国家公務員法(昭和二十一年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項第十号中「侍従長」の下に「皇太后宮大夫」を加える。

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十五号中「侍従長」の下に「皇太后宮大夫」を加える。

別表第一官職名の欄中「東宮大夫」を「皇太后宮大夫」に改める。

正する。

行政機関の職員の定員に関する法律(昭和十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「侍従長」の下に「皇太后宮大夫」を加える。

十四年法律第三十三号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第二号中「侍従長」の下に「皇太后宮大夫」を加える。

二 議案の可決理由

本案は、大行天皇の崩御に伴い、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

衆議院は、ここに全国民の至情を代表し、謹んで至りにたえません。

本案施行に要する経費は、約七百万円である。

本案施行に要する経費は、約七百万円である。

右報告する。

平成元年一月九日

衆議院議長 原 健三郎殿

内閣委員長 玉生 孝久

衆議院議長 原 健三郎殿

内閣委員長 玉生 孝久

国民ひとしく 敬慕申し上げてやまぬところあります。

いま 崩御の悲報に接し まことに 哀悼悲痛の

衆議院は、ここに全国民の至情を代表し、謹んで

至りにたえません。

弔意を表し奉ります。

平成九年一月九日 衆議院會議録第一号

明治二十五年三月三十日
第三種郵便物認可

発行所
〒 105
大蔵省
電報課
印刷局
（ダイヤル）
電話
一定
一〇一円部